

認知症対応型共同生活介護施設サービス契約書

この契約書は 様（これ以降「利用者」と略します。）と社会福祉法人坂井輪会（これ以降「事業者」と略します。）との間に、認知症対応型共同生活介護サービスを実施するための取り決めを行なうために作成します。

（ 契約の目的 ）

第1条 事業者は、介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に従い、当該認知症対応型共同生活介護施設に入所する利用者に対してサービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上のお世話を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことを目的としてサービスを提供します。
尚、あなたに入所していただく施設は次のとおりです。

施設の名称	グループホーム穂波の里
施設の所在地	新潟市西区新通4 7 2 7 番地

（ 契約期間 ）

第2条 この契約の契約期間は次のとおりとします。
契約の開始日 令和 年 月 日
第7条に規定する契約の終了がない限り、この契約は継続するものとします。

（ 利用者負担金及びその滞納など ）

第3条 この契約に関わる利用者負担金は次のとおりです。

① 利用料金	契約書別紙に定めるとおり
② ①以外の費用	契約書別紙に定めるとおり

2 利用者が正当な理由なく3ヶ月分以上滞納したときは、事業者は3ヶ月以上の期限を定め、期限までに利用料を支払わない場合は契約を解除する旨を通告することができます。
通告を行なった場合であっても、契約の継続を考慮し利用者との調整のための努力をします。

3 事業者は調整の努力を行い、かつ調整期間（通告から3ヶ月）を経過した場合、この契約を文書により解約することができることとします。

（利用者負担金の納入）

第4条 前条に定める利用者負担金については、期日を定めたうえでサービスを利用した月ごとにまとめたうえで、サービスを利用した翌々月の25日に利用者の指定する金融機関の口座から引き落としします。

2 前項に定める引き落としに要する料金については、利用者のご負担とさせていただきます。

3 利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金のお支払いを受けた後10日以内に差し上げます。

（利用者の解約権）

第5条 利用者は2週間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

（事業者の解約権）

第6条 事業者は、次の場合に限り1ヶ月以上の予告期間を設けた上で解約することができます。

- 1) 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがありかつ利用者に対する通常の介護方法では、これを防止することができないとき
 - 2) 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、施設では利用者の生命の危険が防止できないと認められるとき
 - 3) 利用者が故意に法令違反、その他の重大な秩序破壊行為をなし改善の見込みがないとき
 - 4) 第3条 第3項に該当するとき
- 2 契約を解約する場合については、事業者あらかじめその理由を文書により利用者に示し、十分な説明を行ないます。
- 3 契約を解約する場合は、第13条に定める援助を行ないます。

（契約の終了）

第7条 この契約は、次のいずれかに該当する場合に終了します。

- 1) 第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ予告期間を経過した場合
- 2) 第6条に定める事業者からの解約の意思表示がなされ予告期間を経過した場合
- 3) 次のいずれかに該当することにより、認知症対応型共同生活介護サービスを提供することができなくなったとき
 - ① 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設等において利用者を受け入れる体制が整ったとき
 - ② 利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合であって、入院後1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合
 - ③ 認知症の状態、又は身体的に重度となり、共同生活が困難になったとき
 - ④ 要介護の更新認定において、自立または要支援1と認定されたとき
 - ⑤ 利用者が死亡したとき

2 契約を解約する場合については、事業者はあらかじめその理由を文書により利用者に示し、十分な説明を行ないます。

3 契約が終了する場合は、第 14 条に定める援助を行ないます。

（ 損害賠償 ）

第 8 条 事業者は、認知症対応型共同生活介護サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、その責任の所在に関わらず、利用者の家族・後見人・身元引受人等関係者にただちに連絡します。

また、遅滞なく必要な処置を講じます。

（ 苦情対応 ）

第 9 条 事業者は、利用者・利用者の家族・後見人・身元引受人等関係者（以下「利用者など」と言いかえます。）からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は迅速かつ誠実に対応します。

2 利用者等は、いついかなるときにおいても苦情の申立てを行なうことができ、また苦情の申立てを行なうことにより、事業者は一切不利益な取り扱いをいたしません。

（ サービス提供の記録など ）

第 10 条 事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも 5 年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に付し、あるいはその複写を交付します。

2 事業者は、第 6 条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護事業者などへサービスの提供の記録などを引き継ぐものとします。

（ 守秘義務 ）

第 11 条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密及び個人情報については正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第 3 者には漏らしません。

2 あらかじめ利用者から文書により同意を得た場合は、前項の規定に関わらず目的外の利用をしないことを条件に情報提供できるものとします。

（ 拘束の禁止 ）

第 12 条 事業者は、他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急をやむを得ない場合を除き、利用者について隔離・身体的拘束・薬剤投与、その他の方法により利用者の行動の制限を致しません。

- 2 事業者が、利用者について隔離・身体的拘束・薬物投与、その他の方法によりその行動を制限する場合は、利用者・身元引受人に対し事前に行動を制限する理由・行動を制限する手段や内容について、あらかじめ十分に説明します。この場合、身体的拘束を必要としなくなれば直ちに拘束を外します。
- 3 事業者は利用者について隔離・身体的拘束・薬物投与、その他の方法によりその行動を制限する場合は主治の医師の意見を聞き、恣意的な判断を避けるよう努力します。

（退所時の援助）

第 13 条 契約の解約又は終了により、施設を退所することとなった場合であっても、事業者は利用者の日常生活が円滑に継続できるよう、住居等や居宅介護支援事業者の紹介、保健福祉サービスとの調整などを行ないます。

2 契約の解約又は終了後、退所までに要した費用については、利用者の負担とします。

（退所時の預かり金品の引き渡し）

第 14 条 利用者が退所する場合の預かり金品の引き渡しは身元引受人とします。

相当の理由があり身元引受人に引き渡しのできない場合は、引き渡し人について身元引受人の文書による同意を必要とすることとします。

上記のとおり認知症対応型共同生活介護施設サービスに関する契約を結びます。

上記契約を証明するために、本契約書を作成し利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、それぞれ 1 部ずつ保管します。

令和	年	月	日	
	事業者	所在地	新潟市西区新通 4727 番地	
		事業者	社会福祉法人坂井輪会	
		代表者	理事長 細貝 昌明	印
	利用者	ご住所		
		お名前		印
	身元引受人	ご住所		
		お名前		印
	身元引受人	ご住所		
		お名前		印